

被災時に 企業や従業員が 利用できる 補助金・助成金等には 何があるか

ラクシュミー社会保険労務士事務所 所長
社会保険労務士
林 由希



大規模な災害により被災するなどして事業の継続が困難な状況にある中小企業者等に対して、事業の再開および継続を支援する措置が講じられています。その主だったものを紹介します。

ことし1月1日、石川県能登地方を震源とする最大震度7の地震により、広範囲で甚大な被害が生じました。現在も、多くの人が厳しい避難生活を余儀なくされ、事業を再開できずにいる事業者は少なくありません。

今回の地震の経験から、企業として、改めて平時から災害などによる事業中断に備え、経営的な取り組みとしてのBCP（事業継続計画）の策定、教育・訓練、関係者

との調整ならびにBCP等の実効性の検証などへの取組みを検討したいところです。

日本は地震など自然災害の多い国です。被災時の特例措置などの情報収集にも、常日頃から関心を払うようにしましょう。

被災時に 必要となるものとは

被災者が支援を受ける際に必要となるのが「罹災証明書」です。

建物等が被害を受けているときは、罹災証明書の申請に行く前に、被害状況の証拠写真を撮影しておくことを推奨します。その後の被害認定に大いに役立ちます。ただし、危険箇所などへは絶対に立ち入らないようにし、安全を確保してください。

罹災証明書の申請は原則として市区町村窓口にて行いますが、電子申請も可能です。現在は、交付を早期化するため、被害認定調査の簡素化や人的支援が行なわれています。

企業向けの主な支援措置

●中小企業特定施設等災害復旧費補助金（なりわい再建支援事業）

令和6年能登半島地震による災害からの中小・小規模事業者の事業再開を後押しするために、「中小企業特定施設等災害復旧費補助金（なりわい再建支援事業）」が設けられています。

被災地である石川県、富山県、福井県、新潟県（以下、「被災4県」）の被災事業者が行なう施設・設備等の復旧費用の補助（補助率は最大4分の3、最大15億円「石川県」または3億円「富山県、福井県、新潟県」）、事業再開、継続

に向けた支援です。

今回の震災による被害だけではなく、近年の他の災害でも被害を受けていた事業者（以下、「多重被災事業者」）だった場合は、一定の要件はありますが、一部定額補助（石川県は最大5億円、富山県、福井県、新潟県は最大1億円）となります。

●小規模事業者持続化補助金

商工会議所の「小規模事業者持続化補助金」に災害支援枠が創設されています。災害支援枠では、能登半島地震による被災4県の小規模事業者等が行なう販路開拓に係る費用が補助（補助率は3分の2、最大200万円）されます。多重被災事業者の場合は、一定の要件のもと、一部定額補助となります。

●災害救助法

能登半島地震では被災した4県に災害救助法が適用されています。災害救助法が適用されると、日本政策金融公庫、信用保証協会、中小企業基盤整備機構、地方経済産業局などに特別相談窓口が設置され、資金繰りをはじめ、被災事業者ごとのニーズに合わせた各種支援措置の提案や案内が行なわれます。

令和6年能登半島地震に係る雇用調整助成金の特例措置

	通常制度	令和6年能登半島地震の特例措置	
要領事項	対象事業主	経済上の理由により事業活動を縮小した全国の事業主	令和6年能登半島地震に伴う経済上の理由により事業活動を縮小した全国の事業主(対象期間初日：令和6年1月1日～令和6年6月30日)
	生産指標要件	最近3か月間の月平均値が前年同期比10%以上低下 ※事業所設置後1年未満は対象外	最近3か月→最近1か月10%以上低下 ※事業所設置後1年未満も対象
	雇用量要件	最近3か月間の月平均値が前年同期と比べ一定規模以上増加していないこと	撤廃
	計画届	事前の提出が必要	計画届の提出日が令和6年3月31日までの間である場合は、事前に提出されたものとみなす
	残業相殺	所定外労働があった場合、休業等の実績から相当分を差し引く	4県について撤廃 ※新潟県、富山県、石川県、福井県
省令事項	支給日数	1年100日、3年150日	3年150日を適用しない 4県について1年300日
	対象労働者	雇入れ後6か月未満は対象外	雇入れ後6か月未満も対象
	クーリング要件	過去に雇用調整助成金の支給を受けた対象期間満了の日の翌日から起算して1年を超えていること	撤廃
	助成率	大企業1/2、中小企業2/3	4県の事業所が実施する休業、訓練、出向について、大企業2/3、中小企業4/5
	対象となる休業の規模	大企業1/15以上、 中小企業1/20以上	4県について 大企業1/30以上、中小企業1/40以上

出所：「第203回職業安定分科会資料」(令和6年1月19日)より作成

●雇用調整助成金

昨年までのコロナ禍のときと同様に、雇用調整助成金の特例措置が実施されています。

雇用調整助成金は、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練(以下、「休業等」)または出向を行ない、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を

助成するものです。

地震による直接的な被害そのものは経済上の理由にあたりませんが、たとえば、

- ・取引先の地震被害のため、原材料や商品等の取引ができない
- ・交通手段の途絶により、来客がない、労働者が出勤できない、物品の配送ができない
- ・電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業でき

ない

- ・風評被害により、観光客が減少した
- ・施設、設備等の修理業者の手配や修理部品の調達が困難で、早期の修復が不可能

といった場合は、経済上の理由にあたり、助成対象となります。つまり、被災によってどのような売上や事業活動への打撃があったかを申し出れば、雇用調整助成金が利用できるということです。

今回は、表のような特例措置が図られています。コロナ禍で多くの事業所が利用した際の雇用調整助成金とは異なる点もありません。

たとえば、コロナ禍では、緊急雇用安定助成金として、雇用保険被保険者ではない人も対象労働者とされましたが、今回は、雇用保険被保険者のみが対象とされます(令和6年3月5日現在)。

また、計画届の提出が必要ですが、3月31日までは事後提出が認められていますので、申請書と一緒に提出しても構いません。ただし、4月以降の休業に関しては、事後提出が認められないので、注意してください。

今回の地震により、事業所が事

業休止または廃止したため、休業を余儀なくされた事業主も多いと思います。事業休止している場合、労働者に賃金(休業手当を含む)を支払うことができる場合とできない場合とで利用できる制度が異なるので、確認しておきましょう。

災害により事業所の施設・設備に直接的な被害を受け、その結果、労働者を休業させる場合は、休業の原因が事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けられることのできない事故に該当すると考えられるときは、休業手当の支払い義務のある休業には該当しない、とされています。

そのため、被災事業所の多くは、休業手当の支払い義務はないと考えられます(厚生労働省「令和6年能登半島地震に伴う労働基準法や労働契約法等に関するQ&A」)。

個人・労働者向けの主な支援措置

●自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

被災者が抱える住宅ローン等の免除・減額を含む債権整理を円滑

に行なうために、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」が利用できます。

自然災害の影響によって、住宅ローン等を借りている個人や事業性ローンを借りている個人や事業主が、既往債務を抱えたままでは、再スタートに向けて困難に直面する等の問題が生じることが考えられます。

同ガイドラインは、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会」が設置された平成27年9月2日以降に災害救助法（昭和22年法律118号）の適用を受けた自然災害の影響を被ったことよって、住宅ローン、住宅のリフォームローンや事業性ローン等の既往債務を弁済できなかった個人や事業者であって、破産手続等の法的倒産手続きの要件に該当する債務者について、法的倒産手続きによらずに債権者と債務者の合意にもとづき債務整理を行なう際の準則として取りまとめられたものです。

令和6年能登半島地震の被災者の場合は、令和8年12月31日まで特定調停申立書手数料が免除されています（法務省「令和6年能登半島地震により借金等の返済が

困難となった被災者の方へ」。

●雇用保険の基本手当の特例措置

勤務先が被災し、事業主から賃金（休業手当を含む）が支給されないときは、実際に離職していないケースまたは再雇用する約束で一時的に離職したようなケースであっても、労働者は失業給付（雇用保険の基本手当）を受給することができます。

被災地域外で雇用されている人であっても、就業場所（店舗、建設現場、派遣先など）が被災地域内の場合には対象となります。

ただし、この制度を利用して失業給付を受けた人は、休業または一時離職（以下、「休業等」）が終了して、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業等の前の雇用保険被保険者期間は通算されません。

このため、この制度を利用後、早期に元の事業所から離職した場合、受給資格（被保険者期間12か月以上、倒産、解雇等の場合は6か月以上）を満たせず、失業給付を受けられない場合や、「高年齢雇用継続給付」（被保険者期間5年以上必要）や「育児休業給付」「介護休業給付」（いずれも被保険者期間が1年以上必要）の受

給にも影響が出る場合がありますので、利用にあたっては慎重に検討するようにしましょう。

また、被災前に離職していた人にも特例があります。失業給付を受給中だった人が、被災により失業認定日にハローワークに行けなかった場合は、失業認定日の変更ができます。

また、失業給付の認定は居住地を管轄するハローワークで手続きをしなくてはいけません。特例により、その他のハローワークでも手続きが可能です。

離職理由により給付制限（自己都合退職により2か月の給付制限等）になっている人は、給付制限期間が1か月に短縮されています。避難所の近くのハローワークへ相談してください。

支援措置の活用ポイント

主な支援措置を紹介しましたが、各々の詳細は、内閣府防災情報ページや経済産業省、厚生労働省、自治体などのホームページで確認できます。

支援措置の特設ページなどもすぐに立ち上がりますので、探しやすいはずですよ。

企業としては、情報通信機器の復旧を最優先事項とし、できるだけ早く情報と繋がることであれば、復興・復旧に向かってすぐに動き出すことができます。

平時から準備すべきこととしては、自治体の公式LINEの登録やX（旧Twitter）のフォローをしておくといでしょう。

必要な情報を漏らすことなく常時手に入れることができます。

とはいえ、支援措置は多岐にわたり、どの制度や補助金・助成金が利用できるのか、判断するのは難しいかもしれません。

有事の際には、人は混乱するものです。平時のように判断できないという前提で、相談できる専門家とのつながりを持つておくことも重要です。各種支援措置の補助金や助成金等の手続きには煩雑なものもあります。煩雑な手続き等を強みにする専門家へ相談することも検討に値するでしょう。

自社にとって最善かつ最大の支援措置を利用し、1日も早く事業を継続できる状態へ戻せるように、企業の実務担当者は、今回の地震を自分事として捉えて、BCP策定に取り組んでいただきたいと思えます。

はやし ゆき ラクシユミール社会保険労務士事務所所長。「成長」と「働きがい」とを共に実現するための企業支援を行なう。共著に『社会保険労務士の世界がよくわかる本』がある。